

国有林での有害鳥獣捕獲事業実施と捕獲連携事業等について

1 国有林での有害鳥獣捕獲事業実施について

(1) 国有林での鳥獣捕獲について（令和5年度）

	一般狩猟（銃猟）	有害鳥獣捕獲（許可捕獲（銃））
不特定多数が入林する区域	×	×
森林整備等事業実施区域 （当署発注以外の事業を含む。）	×	△ （3者協定を要する。）
鳥獣保護区等	×	△ （環境大臣又は都道府県知事の許可を要する。）
上記以外の区域	○	○ （ただし、銃猟立入禁止区域に設定する必要あり。）
スノーモビル	×	○ （原則林道等のみ。林地走行が必要な場合はご相談ください。）

(2) 有害鳥獣捕獲事業実施にあたっての手続き（令和5年度）

- ① 事前説明・・・自治体等のご担当者等から、森林管理署に実施希望路線及び期間をお知らせください。
- ② 事業把握・・・ご説明いただいた有害鳥獣捕獲事業実施希望路線での、各種事業実施状況（当署森林整備事業等及び外部機関の入林など）を把握し、実施路線及び実施日等を調整いたします。（実施箇所一覧表を作成し、管理していきます。）
- ③ 入林届提出・・・入林届、位置図、実施箇所一覧表、入林者名簿、使用車両一覧表、環境大臣又は都道府県知事の許可証等及び実施理由書（農林業被害や公道への飛び出しの状況などを記載する。）の提出をお願いします。

※ 狩猟期は、銃猟立入禁止区域に設定し、安全確保に協力します。

- ④ 3者協定・・・当署森林整備事業等の箇所において有害鳥獣捕獲事業を実施する場合は、3者協定（事業体・自治体・森林管理署）を締結が必要です。

※ 3者協定は、事業の性質や事業期間によっては締結できない可能性があります。その場合は、代替となる路線の選定や実施期間を変更するなどの調整が必要となりますので、ご承知おきください。

また、捕獲事業実施日は原則として「日曜日のみ」となります。

- ⑤ 実行報告・・・有害鳥獣捕獲事業の実施後、捕獲頭数を森林管理署に報告願います。

(3) 空知森林管理署管内有害鳥獣捕獲許可市町村

4月1日～9月30日 岩見沢市、夕張市、美唄市、赤平市、栗山町（5市町）

10月1日～3月31日 岩見沢市、夕張市、美唄市、芦別市、栗山町、長沼町、由仁町（7市町）

(4) ヒグマ等箱ワナ設置にあたっての留意事項

国有林内にヒグマ等の箱ワナを設置する場合は、入林届等を提出してください。(市街地への出没などで緊急を要する場合は、まず電話でご相談ください。)

国有林に隣接する地域で設置する場合は、国有林内で森林整備事業や境界巡視用務などを実施していますので、安全確保及びワナの効果発揮のため、事前にお知らせください。

2 捕獲連携事業について

(1) 概要

- 自治体と森林管理署が役割分担の協定を締結し、冬期に国有林内で行うエゾシカ捕獲事業です。
 - 森林管理署・・・林道除雪及び餌によるエゾシカの誘引(餌の補充・回収含む。)を行う。
 - 自治体・・・巻き狩り等によるエゾシカ捕獲及び捕獲したエゾシカの回収・処分を行う。

※令和5年度は、芦別市との従来方式による実施に加えて、**夕張市及び栗山町**にご協力いただき森林管理署が購入した餌を市町へ引き渡し、給餌及びエゾシカ捕獲・回収・処分について市町で実施していただいております。



(2) これまでの捕獲実績

- 平成 28 年度・・・ 39 頭 (栗山町)
- 平成 29 年度・・・ 89 頭 (栗山町、芦別市)
- 平成 30 年度・・・ 155 頭 (栗山町、芦別市、夕張市)
- 令和 元年度・・・ 98 頭 (栗山町、芦別市、夕張市)
- 令和 2 年度・・・ 226 頭 (栗山町、芦別市、夕張市)
- 令和 3 年度・・・ 214 頭 (栗山町、芦別市、夕張市)
- 令和 4 年度・・・ 224 頭 (栗山町、芦別市)
- 令和 5 年度・・・ 67 頭 (栗山町、芦別市、夕張市) ※1 月末集計

(3) 捕獲連携事業の活用

- ① エゾシカの越冬地において林道除雪及び餌によるエゾシカの誘引を行うことで、効率よくエゾシカを捕獲することができます。
- ② 冬期間に集中的に捕獲することで、その地域の個体数が減り、農林業被害等の低減につながります。
- ③ 林道ゲートの施錠及び見張り番の配置により閉鎖状態とすることで、モバイルカリングを実施することも可能です。
- ④ 食肉加工施設等とも連携することで、エゾシカ肉の有効活用が可能です。

担当：空知森林管理署 業務グループ

森林整備官（森林ふれあい担当） 山下 勇気

〒068-0003 北海道岩見沢市3条東 17丁目 34番地

Tel：0126-22-1940